

司法修習生に対する奨学金給付等に関する規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 一般財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 司法修習生に対する奨学金の給付

(奨学生の資格)

第2条 本財団から奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、司法試験に合格した後、最高裁判所に採用された日本国籍を有する司法修習生であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 学業が優れ、品行が正しい者
- (2) 公正かつ自由な社会の実現に寄与するという高い志と高潔な品性を備えた法曹になることを目指す者
- (3) 司法修習期間中、経済的支援が必要である者

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、司法修習期間とする。

2 奨学生の人数及び給付月額、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 奨学金は、第9条第2号、同条第3号又は同条第4号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(奨学生応募手続)

第4条 奨学生志望者は、司法修習生採用選考の申込書を最高裁判所に提出後、別途定める応募要領に従い、次の各号に掲げる書類を本財団に提出する。

- (1) 本財団が指定する願書
- (2) 住民票記載事項証明書（個人番号が記載されていないものに限る。）
- (3) 司法試験の合格通知書兼成績通知書の写し
- (4) 法科大学院、大学院及び大学の各成績証明書（退学した場合も含む。また、教養学部の成績証明書も含む。）
- (5) これまでの社会経験、学業又は研究上の成果、法曹を志した動機、法曹資格取得後に目指すもの、経済的支援を必要とする理由等を記載したパーソナル・ステートメント

(奨学生選考手続)

第5条 奨学生は、選考委員会による選考を経て、理事会で決定する。

2 選考委員会は、書類選考を実施した後、奨学生志望者の面接を実施する。

(決定通知及び司法修習生採用通知の提出)

第6条 理事長は、奨学生を決定したとき、該当者に対し、決定通知を郵送する。

2 奨学生は、最高裁判所から司法修習生採用通知を受領したとき、本財団に対し、その写しを速やかに提出しなければならない。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生本人名義の預金口座に、毎月末日限り、1か月分を振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(奨学金の給付の停止)

第8条 本財団は、奨学生が司法修習を長期間休止したときは、当該期間中、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の打ち切り)

第9条 本財団は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 司法修習生たる地位を喪失したとき
- (2) 司法修習生としての責務を怠るなど、その言動が本財団の奨学生として適切でないとき
- (3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続及び選考手続において、不誠実な行為があったことが判明したとき
- (4) 奨学生としての義務を怠ったとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨学金の支給を要しない理由が生じたとき
- (7) 奨学生の知人の本財団関係者が他財団関係者に推選を働きかけたことが判明したとき

(奨学生の義務)

第10条 最高裁判所に修習資金の貸与を申請した奨学生は、本財団から支給される奨学金の金額を考慮して、適宜、貸与を受ける金額の減額を最高裁判所に申請しなければならない。ただし、最高裁判所から貸与される金額だけでは生活資金が不足する事情が存在し、これを補う目的で本財団の奨学金を申請した場合その他の特別な理由がある場合

において、本財団に対し、当該理由を書面により説明の上、本財団の承認を得たときはこの限りではない。

- 2 奨学生は、司法修習期間中、司法修習に専念しなければならない。
- 3 本財団は、奨学生が法律上司法修習専念義務を負っていることに鑑み、奨学金給付期間中、奨学生に対し、奨学金支給の条件として、書面の提出等の課題を課さない。ただし、事務処理上必要な書面の提出等はこの限りではない。
- 4 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。
 - (1) 司法修習生たる地位を喪失したとき
 - (2) 司法修習を長期間休止するとき
 - (3) 最高裁判所から注意処分を受けたとき
 - (4) 住所、氏名、連絡先電話番号等を変更したとき

第3章 登録後3年以内の弁護士に対する助成金の給付

第11条 本財団は、司法修習生に対する修習資金の貸与制が廃止され、給費制度が再開された場合等、本財団による司法修習生に対する奨学金の給付の必要性が失われたときには、第2章に定める手続に準じて、公益活動に熱心に取り組んでいる登録後3年以内の日本国弁護士に対する助成金の給付を行う。

第4章 補則

(実施細則)

第12条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。